前回のご意見を踏まえた対応(案)

	ご意見 ※朱書きは関連する資料の番号	「在り方」への反映の方向性		具体の対応の方向性	
全般	●東日本大震災の <u>教訓を総括した上で、</u> 今後の首都直下地 震等を想定した <u>計画を立てるべき。</u> 資料2(4)	「東日本大震災における官庁施設の被 災」について記載する方向で検討			
	● <u>首都直下地震については、震度7クラスを視野に</u>入れるべき。参考資料1	「首都直下地震については、中央政府機関の業務継続の重要性を踏まえて検討」などについて記載する方向で検討		●中央合同庁舎等の安全性を検証し、 必要な措置を検討する。	
立地(事業化に向けた前提条件の整理を含む)	 ●防災拠点となる施設に「減災」はなじまないのではないか。資料3(3) ●一方、高い性能を全ての施設に求めると、現実に対応できなくなるので、「クラス分け」が必要ではないか。 ●施設の防災性能を強化するための措置には、コスト増や平常時の負荷(構造的な負担など)が伴うことを念頭に置くべき。「現実的にここまでしかできない。」と明確化すべき。 資料3(1)、(2) 	「災害応急対策等の業務継続を可能に するために、施設(ハード)側でどこま で災害を防除するか、事業化に向けた前 提条件整理の考え方」を記載する方向で 検討	●関連する基準等(※)について点検-	●施設整備計画の立案・検討において、「防災」「減災」の観点を強化する。	
	 ●立地の在り方については、(沿岸部の)合同庁舎に対して、どの官署を入居させるかという議論があり得る。資料2(1)、(2) ●施設整備を考える際に、「集約化」も考えられる。例えば、地方公共団体との合築なども幅広に検討されるべき。 ●地域ごとに進むであろう「施設の再配置(リロケーション)」の検討の視点の一つに「防災」が入るかもしれない。資料2(5) ● (万一の場合の) 代替機能(施設) に関する議論が必要。 ●津波来襲時に流れてくる可燃物を念頭に、火災の発生防力はなどではままえる。 	立地検討(前提条件整理)の要素として次の事項などを記載する方向で検討 「各官署の業務特性の考慮」 「地方公共団体との連携」 「代替施設の要否、有無等」 「火災等の2次災害の考慮」			
整 備	 止を視野に立地を考えるべき。 ●建物単体を考える場合、 ①災害発生時に現地での業務継続の必要性	整備にあたっての配慮事項として、次の事項などを含めて記載する方向で検討「業務継続が必要な機関への配慮」「自立期間の適切な設定」「地域ニーズの受け入れ」 「東日本大震災を踏まえた官庁施設の機能確保に関する検討会」の意見を踏まえて検討	こ、所要の改定を行う。	●企画書(設計条件を整理した資料) の記載を充実させる。 ●各施設に所要の機能を確保する。	
使田	●災害発生後、 <u>施設の安全性を速やかに把握する方策</u> が 必要。 <mark>資料2(4)</mark>	「特に高層建物について、施設の安全性を速やかに把握する方策が必要であること」について記載する方向で検討		●整備した施設の機能や利用条件を 施設管理者・利用者に確実に伝達す る。	
用・保全	●保全基準の別表第二については、災害応急対策に必要な 部位等をよく確認して内容を検証する必要がある。 資料3(5)	「災害時の機能確保のために、平常時の 適切な保全が重要であること」について 記載する方向で検討		●保全実地指導に役立てる。	
その他	● <u>既存施設について点検し、</u> 重要室の上層階への移設などを、 <u>可能な範囲で順次計画的に措置</u> していくことになるのではないか。 資料2(3)	「既存施設の扱い」について記載する方 向で検討	●既存施設の状況を継続的に把握する。●既存施設の機能や利用条件を施設管理者・利用者に確実に伝達する。		

※次の基準等の点検・改定を想定している。

- ○国家機関の建築物及びその附帯施設の
- 位置、規模及び構造に関する基準
- ○国家機関の建築物及びその附帯施設の 保全に関する基準
- (技術基準)
- ○官庁施設の基本的性能基準
- ○官庁施設の総合耐震計画基準
- ○建築設計基準
- ○建築構造設計基準
- ○建築設備計画基準
- ○建築設備設計基準

(その他)

- ○業務継続のための官庁施設の機能確保
- に関する指針
- ○建築物等の利用に関する説明書作成の手引き